



# 医療費控除について



医療費控除による還付金および実質治療費の目安は以下の通りです。  
条件により還付額が変わる場合がありますので、必ずご自身でもご確認ください。

		治療費							
		20万円	30万円	40万円	50万円	100万円	150万円	200万円	
所得額	300万円	還付額	1万円	2万円	3万円	4万円	9万円	14万円	19万円
		実質治療費	19万円	28万円	37万円	46万円	91万円	136万円	181万円
		負担軽減率	5.0%	6.7%	7.5%	8.0%	9.0%	9.3%	9.5%
	500万円	還付額	2万円	4万円	6万円	8万円	18万円	28万円	38万円
		実質治療費	18万円	26万円	34万円	42万円	82万円	122万円	162万円
		負担軽減率	10.0%	13.3%	15.0%	16.0%	18.0%	18.7%	19.0%
	700万円	還付額	2.3万円	4.6万円	6.9万円	9.2万円	20.7万円	32.2万円	43.7万円
		実質治療費	17.7万円	25.4万円	33.1万円	40.8万円	79.3万円	117.8万円	156.3万円
		負担軽減率	11.5%	15.3%	17.3%	18.4%	20.7%	21.5%	21.9%
	1,000万円	還付額	3.3万円	6.6万円	9.9万円	13.2万円	29.7万円	46.2万円	62.7万円
		実質治療費	16.7万円	23.4万円	30.1万円	36.8万円	70.3万円	103.8万円	137.3万円
		負担軽減率	16.5%	22.0%	24.8%	26.4%	29.7%	30.8%	31.4%
	1,500万円	還付額	3.3万円	6.6万円	9.9万円	13.2万円	29.7万円	46.2万円	62.7万円
		実質治療費	16.7万円	23.4万円	30.1万円	36.8万円	70.3万円	103.8万円	137.3万円
		負担軽減率	16.5%	22.0%	24.8%	26.4%	29.7%	30.8%	31.4%
	2,000万円	還付額	4万円	8万円	12万円	16万円	36万円	56万円	76万円
		実質治療費	16万円	22万円	28万円	34万円	64万円	94万円	124万円
		負担軽減率	20.0%	26.7%	30.0%	32.0%	36.0%	37.3%	38.0%

## 医療費控除の注意点とポイント

- その1 1月1日から12月31日までの医療費の合計が控除(還付)対象です。
- その2 10万円を超える部分の医療費、または所得が200万円未満の方は所得の5%を超える部分の医療費が控除(還付)対象となります。
- その3 生計が同一(同居してなくても可)の親族の医療費を合算して控除(還付)を受けることができます。
- その4 医療費の範囲は通院のための交通費や市販薬も含まれますが、目的によっては認められないものもありますのでご注意ください。
- その5 一部の審美治療は医療費として認められない場合がありますので、事前にご確認ください。
- その6 還付を受けるには確定申告が必要です。申告には医療費・薬代等の領収書が必要になります。